

受付番号	項目番号	連絡先	職員健康課健康係 担当者名 秋本 美香 電話 671-2154
------	------	-----	------------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 横浜市職員健康診断業務委託
- 2 履 行 場 所 健診機関診療所、区役所、消防署等
- 3 履 行 期 間 期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 か し 担 保 設計関係図書又は仕様書記載のとおり 不要
- 6 その他特約事項 なし
- 7 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 8 委 託 概 要 労働安全衛生法、労働安全衛生法に基づく各種規則及び本市職員衛生管理規則に基づく健康診断及を行う。

9 部 分 払

する (3回)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量 (概 算 数 量)	単 位	単 価	金 額
健康診断	10月	別紙参照			
健康診断	1月	同上			
健康診断	3月	同上			

委 託 代 金 額	()
内 訳 業 務 価 格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	適 要
1 雇入時健康診断						
(1) 一次検査		(960)	人			
(2) 二次検査						
ア 尿沈渣		(28)	人			
小 計						
2 一般定期健康診断						
(1) 施設健診						
ア 一次検査(A区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(2,496)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(2,496)	人			
(ウ) 血液検査		(2,496)	人			
イ 一次検査(B区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(2,976)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(2,976)	人			
(ウ) 血液検査		(2,976)	人			
(エ) 心電図検査		(2,976)	人			
ウ 二次検査						
(ア) 尿沈渣		(88)	人			
(イ) 心電図検査		(6)	人			
(ウ) 眼底検査		(6)	人			
小 計						

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	適 要
(2) 巡回健診(区役所)						
ア 一次検査(A区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(3,024)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(3,024)	人			
(ウ) 血液検査		(3,024)	人			
イ 一次検査(B区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(5,232)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(5,232)	人			
(ウ) 血液検査		(5,232)	人			
(エ) 心電図検査		(5,232)	人			
ウ 二次検査						
(ア) 尿沈渣		(132)	人			
(イ) 心電図検査		(9)	人			
(ウ) 眼底検査		(9)	人			
小 計						
(3) 巡回健診(消防署)						
ア 一次検査(A区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(1,872)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(1,872)	人			
(ウ) 血液検査		(1,872)	人			
イ 一次検査(B区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(1,680)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(1,680)	人			
(ウ) 血液検査		(1,680)	人			
(エ) 心電図検査		(1,680)	人			
ウ 二次検査						
(ア) 尿沈渣		(56)	人			
(イ) 心電図検査		(4)	人			
(ウ) 眼底検査		(4)	人			
小 計						

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	適 要
3 生活習慣病総合検診						
(1) 施設健診						
ア 一次検査(C区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(2,688)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(2,688)	人			
(ウ) 血液検査		(2,688)	人			
(エ) 心電図検査		(2,688)	人			
(オ) 眼底検査		(2,688)	人			
(カ) 胃部エックス線検査		(1,285)	人			
(キ) 大腸がん検査		(2,048)	人			
イ 二次検査						
尿沈渣		(264)	人			
小 計						
(2) 巡回健診(区役所)						
ア 一次検査(C区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(5,378)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(5,378)	人			
(ウ) 血液検査		(5,378)	人			
(エ) 心電図検査		(5,378)	人			
(オ) 眼底検査		(5,378)	人			
(カ) 胃部エックス線検査		(2,569)	人			
(キ) 大腸がん検査		(4,097)	人			
イ 二次検査						
尿沈渣		(527)	人			
小 計						
(3) 巡回健診(消防署)						
ア 一次検査(C区分)						
(ア) 身体計測・診察他		(1,824)	人			
(イ) 胸部エックス線検査		(1,824)	人			
(ウ) 血液検査		(1,824)	人			
(エ) 心電図検査		(1,824)	人			
(オ) 眼底検査		(1,824)	人			
(カ) 胃部エックス線検査		(873)	人			
(キ) 大腸がん検査		(1,390)	人			
イ 二次検査						
尿沈渣		(179)	人			
小 計						

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	適 要
4 電離放射線業務従事者健康診断						
(1) 一次検査		(55)	人			
(2) 二次検査		(3)	人			
小 計						
5 有機溶剤・特定化学物質等業務従事者健康診断						
(1) 一次検査						
ア 基本項目		(268)	人			
イ 馬尿酸(代謝物)		(85)	人			
ウ メチル馬尿酸(代謝物)		(30)	人			
エ マンデル酸(代謝物)		(20)	人			
オ 総三塩化物(代謝物)		(30)	人			
カ N-メチルホルムアミド(代謝物)		(95)	人			
キ 2,5-ヘキサジオン(代謝物)		(182)	人			
ク 貧血検査		(3)	人			
ケ 肝機能検査		(120)	人			
コ 眼底検査		(10)	人			
サ 弗化水素取扱者		(3)	人			
シ シアン取扱者		(30)	人			
ス クロム酸取扱者		(25)	人			
セ 酸取扱者		(225)	人			
ソ ベリリウム取扱者		(3)	人			
タ アクリルアミド取扱者		(3)	人			
チ アンモニア取扱者		(60)	人			
ツ ホルマリン取扱者		(3)	人			
テ PCB取扱者		(20)	人			
ト ベンゼン取扱者		(80)	人			
ナ コールタール取扱者		(3)	人			
ニ 紫外線取扱者		(30)	人			
ヌ オゾン取扱者		(3)	人			
ネ 二酸化窒素取扱者		(3)	人			
ノ フェノール取扱者		(30)	人			
ハ ニッケル化合物取扱者		(20)	人			
ヒ エチルベンゼン取扱者		(25)	人			
フ スチレン取扱者		(3)	人			
ヘ トリクロルエチレン取扱者		(3)	人			
ホ テトラクロルエチレン取扱者		(3)	人			
マ クロホルム取扱者		(25)	人			
ミ 四塩化炭素取扱者		(3)	人			
ム ジオキサン取扱者		(3)	人			
メ ジクロルエタン取扱者		(3)	人			
モ テトラクロルエタン物取扱者		(3)	人			
ヤ ジクロロメタン取扱者		(50)	人			
ユ メチルイソブチルケトン取扱者		(10)	人			
ヨ 溶接ヒューム取扱者		(412)	人			
ラ 塩基性酸化マンガン取扱者		(3)	人			
リ アルファーナフチルアミン及びその塩		(3)	人			
ル オルトートリジン及びその塩		(5)	人			
レ コバルト及びその無機化合物		(3)	人			
ロ 砒素及びその化合物		(3)	人			

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	適 要
5 有機溶剤・特定化学物質等業務従事者健康診断						
(2) 二次検査						
ア 白血球系精検		(3)	人			
イ 血球系精検		(3)	人			
ウ 尿沈渣		(3)	人			
エ 馬尿酸		(3)	人			
オ メチル馬尿酸		(3)	人			
カ マンデル酸		(3)	人			
キ 総三塩化物		(3)	人			
ク N-メチルホルムアミド		(3)	人			
ケ 2・5-ヘキサンジオン		(3)	人			
コ 肝機能精検		(10)	人			
小 計						
6 石綿業務従事者健康診断						
(1) 一次検査		(124)	人			
(2) 二次検査		(3)	人			
小 計						
7 高気圧業務従事者健康診断						
(1) 一次検査		(153)	人			
(2) 二次検査		(3)	人			
小 計						
8 じん肺業務従事者健康診断						
(1) 一次検査		(230)	人			
(2) 二次検査						
ア 臨床検査・肺機能検査(7 ロ-ホリウム)		(3)	人			
イ 胸部CT検査、喀痰細胞診		(3)	人			
ウ 動脈血ガス分析		(3)	人			
小 計						

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	適 要
9 特定業務従事者健康診断						
(1) 一次検査		(3,830)	人			
(2) 二次検査						
ア 尿蛋白沈渣		(61)	人			
イ 糖代謝検査		(43)	人			
小 計						
10 情報機器作業従事者健康診断						
(1) プログラマー		(105)	人			
(2) その他		(3)	人			
小 計						
11 C型肝炎ウイルス検査						
(1) 一次検査		(729)	人			
(2) 精密検査		(1)	人			
小 計						
12 検査データの写し作成						
(1) 胸部エックス線		(33)	人			
(2) 胃部エックス線		(5)	人			
(3) 眼底検査画像		(3)	人			
小 計						
13 診療所開設届						
(1) 手数料		(2)	回			
小 計						
合 計						
消 費 税						
総 計						

横浜市総務局

令和6年度 横浜市職員健康診断業務委託 部分払内訳表

当初契約額				1回目計		2回目計		3回目計		
健康診断種類		数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
常勤	一次検査	960			931		9		20	
	二次尿沈渣	28			26		1		1	
一般定期（施設健診）	一次	A区分(身体計測他)	2,496		1,248		1,248		0	
		胸部エックス線検査	2,496		1,248		1,248		0	
		血液検査	2,496		1,248		1,248		0	
		B区分(身体計測他)	2,976		1,488		1,488		0	
		胸部エックス線検査	2,976		1,488		1,488		0	
		血液検査	2,976		1,488		1,488		0	
		心電図検査	2,976		1,488		1,488		0	
	二次	尿沈渣	88		44		44		0	
		心電図検査	6		3		3		0	
		眼底検査	6		3		3		0	
一般定期（巡回健診・区役所）	一次	A区分(身体計測他)	3,024		1,512		1,512		0	
		胸部エックス線検査	3,024		1,512		1,512		0	
		血液検査	3,024		1,512		1,512		0	
		B区分(身体計測他)	5,232		2,616		2,616		0	
		胸部エックス線検査	5,232		2,616		2,616		0	
		血液検査	5,232		2,616		2,616		0	
		心電図検査	5,232		2,616		2,616		0	
	二次	尿沈渣	132		66		66		0	
		心電図検査	9		5		4		0	
		眼底検査	9		5		4		0	
一般定期（巡回健診・消防署）	一次	A区分(身体計測他)	1,872		936		936		0	
		胸部エックス線検査	1,872		936		936		0	
		血液検査	1,872		936		936		0	
		B区分(身体計測他)	1,680		840		840		0	
		胸部エックス線検査	1,680		840		840		0	
		血液検査	1,680		840		840		0	
		心電図検査	1,680		840		840		0	
	二次	尿沈渣	56		28		28		0	
		心電図検査	4		2		2		0	
		眼底検査	4		2		2		0	
生活習慣病総合健診（施設健診）	一次	C区分(身体計測他)	2,688		1,344		1,344		0	
		胸部エックス線検査	2,688		1,344		1,344		0	
		血液検査	2,688		1,344		1,344		0	
		心電図検査	2,688		1,344		1,344		0	
		眼底検査	2,688		1,344		1,344		0	
		胃部エックス線検査	1,285		643		642		0	
		大腸がん検査	2,048		1,024		1,024		0	
	二次尿沈渣	264		132		132		0		
生活習慣病総合健診（巡回健診・区役所）	一次	C区分(身体計測他)	5,378		2,689		2,689		0	
		胸部エックス線検査	5,378		2,689		2,689		0	
		血液検査	5,378		2,689		2,689		0	
		心電図検査	5,378		2,689		2,689		0	
		眼底検査	5,378		2,689		2,689		0	
		胃部エックス線検査	2,569		1,285		1,284		0	
		大腸がん検査	4,097		2,049		2,048		0	
	二次尿沈渣	527		264		263		0		
生活習慣病総合健診（巡回健診・消防署）	一次	C区分(身体計測他)	1,824		912		912		0	
		胸部エックス線検査	1,824		912		912		0	
		血液検査	1,824		912		912		0	
		心電図検査	1,824		912		912		0	
		眼底検査	1,824		912		912		0	
		胃部エックス線検査	873		437		436		0	
		大腸がん検査	1,390		695		695		0	
	二次尿沈渣	179		90		89		0		
電離	一次検査	55		15		13		27		
	二次検査	3		2		0		1		
有機溶剤・特定化学物質	基本項目	268		67		67		134		
	代謝物	馬尿酸	85		22		21		42	
		メチル馬尿酸	30		8		7		15	
		マンデル酸	20		5		5		10	
		総三塩化物	30		8		7		15	
		N-メチルホルムアミド	95		25		23		47	
		2・5-ヘキサジオン	182		46		45		91	

令和6年度 横浜市職員健康診断業務委託 部分払内訳表

当初契約額				1回目計		2回目計		3回目計		
健康診断種類	数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
貧血検査	3			2		0		1		
肝機能検査	120			30		30		60		
眼底検査	10			3		2		5		
弗化水素	3			2		0		1		
シアン	30			8		7		15		
クロム酸	25			7		6		12		
酸取扱	225			57		56		112		
ベリリウム	3			2		0		1		
アクリルアミド	3			2		0		1		
アンモニア	60			15		15		30		
ホルマリン	3			2		0		1		
PCB	20			5		5		10		
ベンゼン	80			20		20		40		
コールタール	3			2		0		1		
紫外線	30			8		7		15		
オゾン	3			2		0		1		
二酸化窒素	3			2		0		1		
フェノール	30			8		7		15		
ニッケル化合物	20			5		5		10		
エチルベンゼン	25			7		6		12		
スチレン	3			2		0		1		
トリクロルエチレン	3			2		0		1		
テトラクロルエチレン	3			2		0		1		
クロロホルム	25			7		6		12		
四塩化炭素	3			2		0		1		
ジオキサン	3			2		0		1		
ジクロルエタン	3			2		0		1		
テトラクロルエタン	3			2		0		1		
ジクロロメタン	50			13		12		25		
メチルイソブチルケトン	10			3		2		5		
溶接ヒューム	412			103		103		206		
塩基性酸化マンガン	3			2		0		1		
アルファーナフチルアミン及びその塩	3			2		0		1		
オルトトリジン及びその塩	5			2		1		2		
コバルト及びその無機化合物	3			2		0		1		
砒素及びその化合物	3			2		0		1		
二次検査	白血球系精検	3		2		0		1		
	血球系精検	3		2		0		1		
	尿沈渣	3		2		0		1		
	馬尿酸	3		2		0		1		
	メチル馬尿酸	3		2		0		1		
	マンデル酸	3		2		0		1		
	総三塩化物	3		2		0		1		
	N-メチルホルムアミド	3		2		0		1		
	2・5-ヘキサンジオン	3		2		0		1		
	肝機能精検	10			3		2		5	
石綿	一次検査	124		31		31		62		
	二次検査	3		2		0		1		
高気圧	一次検査	153		39		38		76		
	二次検査	3		2		0		1		
じん肺	一次検査	230		58		57		115		
	二次	臨床検査・肺機能検査(フローボリューム)	3		2		0		1	
		胸部CT検査、喀痰細胞診	3		2		0		1	
		動脈血ガス分析	3		2		0		1	
特定業務情報機器	一次検査	3,830		0		0		3,830		
	二次	尿蛋白沈渣	61		0		0	61		
	糖代謝検査	43		0		0		43		
C肝	プログラマー	105		27		26		52		
	その他	3		2		0		1		
検査ター	一次検査	729		708		7		14		
	精密検査	1		1		0		0		
	胸部XP	33		12		11		10		
	胃部XP	5		2		2		1		
	眼底検査画像	3		1		1		1		
診療所開設届	2			1		0		1		
計										
消費税										
合計										

横浜市職員健康診断業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、横浜市職員健康診断（以下「健診」という。）業務を委託する場合の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、横浜市委託契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、横浜市の指示を受けて行うものとする。

(対象者)

第2条 本仕様書に基づく対象者は、新規採用職員、正規職員（再任用職員を含む）及び横浜市職員共済組合加入の非常勤職員等とする。

2 対象者については、「定期健康診断対象者リスト」を作成するものとする。

(健診の委託業務の範囲及び内容)

第3条 別紙「横浜市職員健康診断業務内容」のとおりとする。

(健診に必要な器材等の配付)

第4条 受託者は、健診受診票及びその他必要な器材について、横浜市と協議のうえ準備し、横浜市の定める期日までに、各事業所に配付するものとする。

(健診に関する職員への周知)

第5条 横浜市は、職員に健診について、目的、内容、結果の利用及びその取扱いについて十分周知するものとする。

(健診の結果の提出)

第6条 受託者は健診の結果について、受診日の翌日から起算して12営業日以内に成果品を提出するものとする。

納品方法については、「直接納品」または「郵送等受領確認の伴う配送」のいずれかによる。また、各指定場所への納品後、その履行が確認できる書類を職員健康課へ提出する。

(委託業務完了届出書の提出)

第7条 受託者は、健診の業務がすべて完了し、かつ、すべての成果品を提出したときに、横浜市に対し完了報告書（委託業務完了届出書）を提出するものとする。

(契約期間)

第8条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(法令順守)

第9条 受託者は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を遂行するに当たっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料等の提供、返還)

- 第 11 条 受託者は、横浜市に対し本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。)の提供を要求できるものとする。
- 2 前項の規定により、受託者が貸与資料等の提供を受けたときは、横浜市に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
 - 3 受託者は、本件業務を行わなくなった場合は、横浜市から提供を受けた貸与資料等を速やかに横浜市に返還しなければならない。ただし、横浜市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
 - 4 横浜市は、第 3 項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、受託者に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。
 - 5 前 4 項の規定は、受託者が、本件業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

(職員の安全確保上の問題への対応)

- 第 12 条 受託者は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により横浜市に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告するものとする。
- (1) 委託業務の実施に関わる事故
 - (2) 職員(受診者及び受検者)の個人情報の漏えい、滅失又は棄損
 - (3) 委託業務に係るデータの管理システムに関する障害
 - (4) その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案
- 2 受託者は、前項第 2 号その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を横浜市に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する横浜市の指示に従うものとする。
- 3 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む)等の措置を横浜市と協力して講じるものとする。

(電算システムの開発及び改修)

- 第 13 条 受託者は、健診の結果を横浜市の指定するデータ及び媒体で提出するために、システムのプログラム開発及び改修が必要であるときは、契約締結後早急に開発(又は改修)計画を横浜市に提供するとともに、受託者の費用で開発及び改修を行わなければならない。

(疑義)

- 第 14 条 受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、横浜市と協議し、その指示に従わなければならない。

横浜市職員健康診断業務内容

1 横浜市職員健康診断（以下「健診」という。）の業務内容について以下のとおりとする。

2 委託業務の範囲

- (1) 受診票の作成及び配付
- (2) 健診に必要な器材の準備及び配付
- (3) 健診の実施（健診会場の準備、受付、当日の受診票の記載内容の確認及び後片づけを含む。）
- (4) 健診結果のデータ管理
- (5) 健診結果の判定
- (6) 健診結果の報告（結果の提出、緊急連絡）
- (7) 検査結果、エックス線データ、心電図記録及び眼底検査画像の保存、管理
- (8) 健診結果に関する各種帳票書類の出力、データ集計及び報告
- (9) (1)～(8)までの業務について、受託者が横浜市に提出する成果品は別紙「成果品一覧表」のとおり

3 健診会場及び日程

- (1) 健診会場は、横浜市の定める区役所、消防署等の出張会場及び受託者の施設とする。
- (2) 健診日程については横浜市と調整のうえ定めるものとし、健診日数は以下のとおりとする。

	健診施設	出張会場	
		区役所等	消防署等
令和6年7月～12月	午前90日以上、午後90日以上	午前82日以上、午後60日以上	午前58日以上、午後54日以上
令和7年1月～3月	午後18日以上	午前21日以上、午後21日以上	

ただし、出張会場については、以下の場合、横浜市と調整のうえ、健診日数を減ずることができるものとする。

- 一 同日に複数の会場で健診を実施できる場合
 - 二 (3)に定めるもののほか、受託者の施設において健診が実施でき、かつ、横浜市が本業務の執行に影響がないと認めた場合
- (3) 出張会場において健診を受診できなかった職員等を対象に、受託者の施設での健診を実施するものとし、日程は横浜市と調整のうえ定めるものとする。
 - (4) 出張会場の日程について、やむを得ず同会場で2週間以内に3日以上実施する場合は、受託者は診療所開設届の手続きを行うこと。

4 法定外項目について

- (1) 横浜市は、法定外項目の受診に当たっては、あらかじめ受託者から横浜市へその結果が報告されることを職員に十分周知するものとする。
- (2) 職員は、法定外項目のうち、胃部エックス線検査及び便潜血検査については、受診の希望の有無を受診票に記入するものとし、受託者は記入の有無を確認するものとする。
- (3) 法定外項目の受診結果の報告に関する意向を職員に確認するものとする。なお、確認方法については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと。

5 健診の実施

- (1) 横浜市は、健診について、本仕様書により健診業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

(2) 受託者は、定期健康診断の実施に当たり、医師、看護師等で健診班を構成し、次のとおりスタッフを配置するものとする。

ア 班長

総括

イ 医師

診察

ウ 看護師、検査技師

視力検査

聴力検査

腹囲測定

血圧測定

採血

心電図検査

眼底検査

胃部エックス線検査補助（女性とする）

エ 放射線技師

胸部エックス線検査

胃部エックス線検査

オ その他

身体計測

受付

(3) 受託者は、前項に定める者のほか、円滑な検査の実施に必要な補助担当を健診班に加えるものとする。

(4) 受託者は、健診の実施に際して、診察、問診時、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行うものとする。

(5) 受託者は、健診の実施に当たり、医療事故等のないよう職員の安全に十分留意しなければならない。

(6) 受託者は、各健診項目について、別紙「検査方法に関する留意点」の記載事項に留意して行うこと。

(7) 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(8) 受託者は、検査結果の誤記入や各検査の未実施、過実施等が発生しないよう健診システムを採用するなど、円滑に健診業務を行えるよう配慮すること。

(9) その他、健診の実施に必要な事項については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと。

6 結果の判定

(1) 受託者は、定期健康診断及び雇入時健康診断の結果判定について、「横浜市健康診断判定基準値表」（以下「基準値表」という。）及び「緊急連絡基準値表」により行うものとする。

(2) 特殊健康診断については、受託者の「管理区分」により行うものとする。

(3) その他、必要な事項については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと。

7 健診結果に係る緊急の連絡

受託者は、健診を実施した結果、「緊急連絡基準値表」の緊急連絡基準値に該当した者がいた場合には、同表に記載する期間内に横浜市に対し連絡をしなければならない。

8 健診に関する各種帳票書類の出力、データ集計等

- (1) 受託者は、横浜市の指示に従い、別表「成果品一覧表」及び「データ集計一覧表」に定める項目について、帳票書類を出力し、またデータ集計等を行うものとする。
- (2) 横浜市は、前項の業務を行うために必要な過去の定期健康診断のデータ（令和2年度～令和5年度分）を受託者に貸与するものとする。

9 健診結果等の保存、廃棄

受託者は、各種健康診断の結果の記録、エックス線データ、心電図記録及び眼底検査画像等を診療情報として法定年限保存し、横浜市の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければならない。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

各種健康診断の内容

1 雇入時健康診断

(1) 対象者

新規採用職員

(2) 健康診断項目

ア 一次検査

- (ア) 既往歴等の調査
- (イ) 自覚症状及び他覚症状の有無の調査
- (ウ) 診察
- (エ) 身長、体重測定（BMI）
- (オ) 腹囲測定
- (カ) 視力、聴力検査（オーディオメーター1000Hz、4000Hz）
- (キ) 胸部エックス線検査
- (ク) 血圧測定
- (ケ) 血液検査
（血色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット値）
- (コ) 肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）
- (サ) 血中脂質検査
（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- (シ) 糖代謝検査（HbA1c）
- (ス) 尿検査（糖、蛋白）
- (セ) 心電図検査

イ 二次検査

- (ア) 尿沈渣（蛋白が+以上の者に一次検査の検体を使用して実施）

2 定期健康診断

(1) 一次検査

区分	A区分	B区分
	38歳以下（25、30、35歳を除く）	25、30、35、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59、66歳以上
検査項目	<p>1 身体計測</p> <p>(1) 身長、体重、BMI</p> <p>(2) 腹囲測定</p> <p>(3) 視力</p> <p>(4) 聴力（会話域）</p> <p>2 胸部エックス線撮影</p> <p>3 血圧</p> <p>4 血液検査</p> <p>(1) 赤血球数</p> <p>(2) 血色素量</p> <p>(3) 白血球数</p> <p>(4) ヘマトクリット値</p> <p>5 生化学検査</p> <p>(1) AST</p> <p>(2) ALT</p> <p>(3) γ-GT</p> <p>(4) 中性脂肪</p> <p>(5) HDLコレステロール</p> <p>(6) LDLコレステロール</p> <p>(7) 糖代謝（HbA1c）</p> <p>6 尿検査</p> <p>(1) 尿蛋白</p> <p>(2) 尿糖</p>	<p>1 身体計測</p> <p>(1) 身長、体重、BMI</p> <p>(2) 腹囲測定</p> <p>(3) 視力</p> <p>(4) 聴力（オーディオ1000Hz、4000Hz）</p> <p>2 胸部エックス線撮影</p> <p>3 血圧</p> <p>4 血液検査</p> <p>(1) 赤血球数</p> <p>(2) 血色素量</p> <p>(3) 白血球数</p> <p>(4) ヘマトクリット値</p> <p>5 生化学検査</p> <p>(1) AST</p> <p>(2) ALT</p> <p>(3) γ-GT</p> <p>(4) 中性脂肪</p> <p>(5) HDLコレステロール</p> <p>(6) LDLコレステロール</p> <p>(7) 糖代謝（HbA1c）</p> <p>(8) 尿酸</p> <p>(9) クレアチニン・eGFR</p> <p>6 尿検査</p> <p>(1) 尿蛋白</p> <p>(2) 尿糖</p> <p>7 心電図検査</p>

区分	C区分	
	40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、61、62、63、64、65歳	
検査項目	1 身体計測 (1) 身長、体重、BMI (2) 腹囲測定 (3) 視力 (4) 聴力（オーディオ1000Hz、4000Hz） 2 胸部エックス線撮影 3 血圧 4 血液検査 (1) 赤血球数 (2) 血色素量 (3) 白血球数 (4) ヘマトクリット値 5 生化学検査 (1) AST (2) ALT (3) γ -GT	(5) 生化学検査続き) (4) 中性脂肪 (5) HDLコレステロール (6) LDLコレステロール (7) 糖代謝（HbA1c） (8) 尿酸 (9) クレアチニン・eGFR 6 尿検査 (1) 尿蛋白 (2) 尿潜血 (3) 尿糖 7 心電図検査 8 眼底検査 9 胃部エックス線撮影 （希望者のみ） 10 便潜血反応検査 （希望者のみ）

(2) 二次検査

区分	A区分	B区分
	38歳以下（25、30、35歳を除く）	25、30、35、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59、66歳以上
検査項目	1 眼底検査 （1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上又は、拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断したとき実施） 2 心電図 （1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上又は、拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断したとき実施） 3 尿沈渣 （蛋白が+以上の者に、一次検査の検体を使用して実施） 4 その他必要な検査	1 眼底検査 （1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期180以上又は、拡張期110以上の場合、その他医師が必要と判断したとき実施） 2 尿沈渣 （蛋白が+以上の者に、一次検査の検体を使用して実施） 3 その他必要な検査

区分	C区分	
	40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、61、62、63、64、65歳	
検査項目	1 尿沈渣（蛋白、潜血が+以上の者について、一次検査の中で実施） 2 その他必要な検査	

3 特殊健康診断

(1) 電離放射線業務従事者健康診断

ア 対象者

常時、電離放射線業務に従事し、放射線管理区域に立ち入る職員

イ 健康診断項目

(ア) 一次検査

- a 白血球数
- b 白血球百分率
- c 赤血球数
- d 血色素量又はヘマトクリット値
- e 問診・視診及びその他（白内障に関する目の検査、皮膚検査）

(イ) 二次検査

- a 白血球系精検
- b 血球系精検

- (2) 有機溶剤業務従事者健康診断
- (3) 特定化学物質業務従事者健康診断

ア 対象者

常時、有機溶剤又は特定化学物質等を使用する業務に従事する者

イ 健康診断項目

(ア) 一次検査

a 有機溶剤

共通実施項目	診察、問診
取扱う有機溶剤の種類により実施する項目	
肝機能検査	A S T (G O T) 、 A L T (G P T) 、 γ - G T
貧血検査	赤血球数、血色素量
眼底検査	
代謝物検査	馬尿酸、メチル馬尿酸、マンデル酸、総三塩化物（トリクロル酢酸）、N-メチルホルムアミド、2・5-ヘキサレンジオン

b 特定化学物質等

弗化水素取扱者	診察、問診、歯牙検査
シアン取扱者	診察、問診
クロム酸取扱者	診察、問診、鼻腔検査
酸取扱者	診察、問診、歯牙検査
ベリリウム取扱者	診察、問診、肺活量の測定
アクリルアミド取扱者	診察、問診
アンモニア取扱者	診察、問診
ホルマリン取扱者	診察、問診
P C B 取扱者	診察、問診
ベンゼン取扱者	診察、問診、血色素量、ヘマトクリット、赤血球数 白血球数
コールタール取扱者	診察、問診
紫外線取扱者	診察、問診、視力検査
オゾン取扱者	診察、問診、肺機能検査
二酸化窒素取扱者	診察、問診
フェノール取扱者	診察、問診、尿中蛋白の有無
ニッケル化合物取扱者	診察、問診

エチルベンゼン取扱者	診察、問診、尿検査（マンデル酸）
スチレン取扱者	診察、問診、尿検査（マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定）、白血球数及び白血球分画の検査、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
トリクロロエチレン取扱者	診察、問診、尿検査（トリクロロ酢酸又は総三塩化物）、肝機能検査
テトラクロロエチレン取扱者	診察、問診、尿検査（トリクロロ酢酸又は総三塩化物）、肝機能検査、尿中の潜血検査
クロロホルム取扱者	診察、問診、肝機能検査
四塩化炭素取扱者	診察、問診、肝機能検査
一・四ージオキサン取扱者	診察、問診、肝機能検査
一・二ージクロロエタン取扱者	診察、問診、肝機能検査
一・一・二・二-テトラクロロエタン取扱者	診察、問診、肝機能検査
ジクロロメタン取扱者	診察、問診、肝機能検査
メチルイソブチルケトン取扱者	診察、問診、肝機能検査
溶接ヒューム取扱者	診察、問診、握力検査
塩基性酸化マンガン取扱者	診察、問診、握力検査
アルファ-ナフチルアミン及びその塩取扱者	診察、問診、皮膚所見の有無の検査、尿中の潜血検査
オルト-トリジン及びその塩取扱者	診察、問診、皮膚所見の有無の検査、尿中の潜血検査
コバルト及びその無機化合物取扱者	診察、問診
砒素及びその化合物取扱者	診察、問診、鼻腔所見の有無の検査、皮膚所見の有無の検査

(イ) 二次検査

白血球系精検
血球系精検
肝機能精検

尿検査（沈渣、代謝物(馬尿酸、メチル馬尿酸、マンデル酸、総三塩化物、N-メチルホルムアミド、2,5-ヘキサジオン等)の測定)

その他、取扱う有機溶剤及び特定化学物質の種類により、法令（有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、その他関係規定・通達等）に基づき、産業医の指示で実施する項目

(4) 石綿業務従事者健康診断

ア 対象者

常時、石綿を使用する業務に従事する職員等

イ 検査項目

(ア) 一次検査

- a 業務歴調査
- b 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の調査
- c 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査
- d 胸部エックス線直接撮影

(イ) 二次検査

一次検査の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者、その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認める者に実施

- a 作業条件の調査
- b 特殊なエックス線撮影による検査
- c 喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

(5) 高気圧業務従事者健康診断

ア 対象者

高圧室内作業に係る業務に従事する職員

イ 検査項目

(ア) 一次検査

- a 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- b 自覚症状又は他覚症状の検査
- c 運動機能の検査
- d 聴力の調査
- e 血圧測定並びに尿糖及び尿蛋白の検査
- f 肺活量の測定
- g 診察

(イ) 二次検査

- a 尿沈渣（尿蛋白及び尿糖が＋以上の者に一次検査の検体を使用して実施）
- b H b A1 c（尿糖が＋以上の者に実施）
- c その他医師が必要とする検査

(6) じん肺健康診断

ア 対象者

常時、溶接ヒュームを取り扱う作業に従事する職員

イ 検査項目

(ア) 一次検査

a 業務歴調査

b 胸部全域のエックス線写真による検査（直接撮影）

(イ) 二次検査

一次検査の結果、じん肺の所見がある場合、以下の項目のうち必要な項目を実施

胸部に関する臨床検査、肺機能検査（フローボリューム曲線による検査）
胸部CT検査、喀痰細胞診
動脈血ガス分析

4 特定業務従事者健康診断

(1) 対象者

- ア 常時、深夜業務に従事する職員
- イ 常時、電離放射線業務に従事し、放射線管理区域に立ち入る職員
- ウ 常時、有機溶剤又は特定化学物質等を使用する業務に従事する職員
- エ 常時、石綿を使用する業務に従事する職員
- オ 常時、高圧室内作業に係る業務に従事する職員

(2) 検査項目

ア 一次検査

- (ア) 既往歴等の調査
- (イ) 自覚症状及び他覚症状の有無の調査
- (ウ) 身長、体重、腹囲測定
- (エ) 視力、聴力（会話）の検査
- (オ) 血圧測定
- (カ) 尿検査（糖・蛋白）
- (キ) 診察

イ 二次検査

- (ア) 尿蛋白沈渣（蛋白が＋以上の者に一次検査の検体を使用して実施）
- (イ) H b A1 c（尿糖が＋以上の者に実施）
- (ウ) その他医師が必要とする検査

5 その他の健康診断

(1) 情報機器作業従事者健康診断

ア 対象者

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（厚生労働省一部改正令和3年12月1日付け基発1201第7号）において、情報機器作業の作業区分「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」に該当する者

イ 健康診断項目

- (ア) 業務歴調査
- (イ) 既往歴調査
- (ウ) 自覚症状調査
- (エ) 眼科学的検査
 - a 遠方視力（5 m視力、左右、日常の状態で測定）
 - b 近見視力（50cm視力、左右、作業時の状態で測定）
 - c 屈折検査
 - d 眼位検査
 - e 調節機能検査
- (オ) 筋骨格系検査
- (カ) 診察
- (キ) その他

検査方法に関する留意点

別紙

各検査項目の標準の検査機器、測定法、測定単位は次のとおりとする。

1 医師の診察

対象者	全職員
実施方法	医師の診察は、問診、視診、聴打診と、必要に応じて触診を行うものとする。
その他	診察の際には、他の受診者に診察の内容が聞こえないよう、留意すること。

2 身体計測①（身長、体重、BMI）

対象者	全職員
検査機器	①身長・体重計は、デジタルのものを用いること。 ②体重計は、計量検定に合格したものとする。
測定方法	体重測定の際には衣服の重さを考慮して、6月から9月までは、0.5 Kgを、10月から5月までは、1.0 Kgを測定値から差し引くものとする。
測定単位	①身長はcm、体重はkgとする。 ②小数点以下は第1位まで求めるものとする。
その他	①身長・体重測定の際には、他の受診者に計測結果が見えないよう、かつ聞こえないよう計器の設置場所等に留意すること。 ②肥満の状態を表す指標として、Body Mass Index（BMI）を用いること。

身体計測②（腹囲測定）

対象者	全職員（ただし、妊娠中・車いす使用で立位困難な者を除く）
検査機器	巻尺は、合成樹脂JIS規格のもので、伸縮による目盛りの狂いの少ないものを使用すること。
測定方法	①立位・軽呼吸時・臍レベルで測定する。 ②下着などは着用せず直接腹部を計測する。 ③脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定する。 ④測定は受診者の負担とならないよう必要最低回数とする。
測定単位	①単位はcmとする。 ②小数点以下は第1位まで求めるものとする。
その他	計測の際は、充分プライバシーに配慮した測定環境となるようにし、巻尺の衛生管理にも配慮を行うものとする。

身体計測③（視力検査）

対象者	全職員
検査機器	検査は、視機能検査機（スクリーンノスコープ等）を用いて行うものとする。
検査方法	①視力は、遠方視力を左右片眼について、裸眼又は矯正により検査するものとする。

	②裸眼視力が0.9以下の場合には、矯正視力も測定すること。 コンタクトレンズ使用の場合は矯正視力のみとする。(コンタクトレンズ使用の有無を確認し、利用している場合、裸眼は聞き取りとする。)
測定単位	①小数点以下は第1位まで求めるものとする。 ②測定は、0.1までとし、0.1以下の場合、0.1以下として記録するものとする。
その他	検査機の使用に当たっては、検査の都度、アルコール綿で接触部分を掃除(クリーニング)すること。

身体計測④(聴力検査)

対象者	全職員 ①A区分 会話域での検査 ②新規採用職員及びB・C区分 オーディオメーターによる検査
検査機器	日本工業規格の選別用オーディオメーターを用いて、1,000 Hz と 4,000 Hz の気導聴力について行うものとする。
検査方法及び測定方法	①雇入時健康診断 オーディオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000 Hz と 4,000 Hz の両者ともに、30 デシベルで可聴の有無を調べるものとする。 ②定期健康診断 オーディオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000 Hz は 30 デシベル、4,000 Hz は 40 デシベルで可聴の有無を調べるものとする。

3 胸部エックス線検査

対象者	全職員 直接撮影又はデジタル撮影とする。
検査器具	増感紙は、高鮮鋭度用のものとする。
フィルム番号	フィルム番号は、健診機関で指定する番号とする。
検査方法	①エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した、一定基準以上のものとなるようにすること。 ②エックス線写真には、氏名、撮影月日、フィルム番号を入れるようにすること。
撮影条件	①撮影は、原則、上半身脱衣か、白等の無地のシャツを1枚着用した状態で行うものとする。受診者から求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン(洗濯済みの清潔なガウンでも可)を用意しておくこと。 ②撮影姿勢は、原則、立位によるものとする。立位による撮影が困難な場合は横浜市と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。 ③撮影距離は180~200 cmとする。
読影方法	①読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。 ②読影に当たって、医師の判断により異常所見を認めた場合及び前年度有所見者については、前年度のエックス線写真と比較読影を行ったうえで、最終的判断を行うものとする。(前年度のエックス線写真がない場合を除く)

その他	レントゲン車において検査を実施する場合には、車外に誘導員を置くなどして、男女の入れ替え等におけるプライバシーの確保に留意し、検査を円滑に進行できるようにすること。
-----	---

4 血圧測定

対象者	全職員
測定機器	自動血圧計または手動血圧計により行うものとする。
測定方法	<p>①測定体位は、座位とする。</p> <p>②測定部位は、原則として右上腕（裸腕）とする。</p> <p>③上腕を衣類等で圧迫しないよう注意すること。</p> <p>④1回目の測定結果で、収縮期血圧 140 mmHg 以上又は、拡張期血圧が 90 mmHg 以上であった場合、必要な安静をとった上で2回目の測定を行うこと。</p> <p>⑤測定を2回行った場合は、基準値に近い値を採用し判定すること。</p> <p>⑥A区分においては、1回目、2回目共に測定した血圧が、収縮期 180 mmHg 以上又は、拡張期 110mmHg 以上の場合に心電図検査及び眼底検査を実施すること。</p> <p>⑦B区分においては、⑥の条件時に眼底検査を行うこと。</p>

5 血液一般検査

対象者	全職員
測定方法	<p>①採血量は、各検査の最小必要量とする。</p> <p>②止血を確実にすること。</p> <p>③採血に際し、受診者に体調不良が起こった場合の対応として休養スペースを確保すること。採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に報告を行うこと。</p>
測定法	<p>①原則、自動血球計数器法（電気抵抗法）で行うものとする。</p> <p>②血色素量は、非シアン界面活性剤法（HC-S法）でも可とする。</p>
測定単位	<p>①赤血球数の単位は、$10^4/\mu l$ とする。</p> <p>②白血球数の単位は、$1/\mu l$ とする。</p> <p>③ヘマトクリット値は、%とし、小数点第1位まで求める。</p> <p>④血色素量は、g/dl とし、小数点第1位まで求める。</p>

6 血液生化学検査①（肝機能検査、血中脂質検査）

対象者	全職員
測定法	<p>①肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）は、日本臨床化学会勧告（JSCC標準化対応）法で行うものとする。</p> <p>②血中脂質検査 トリグリセライドの検査は、酵素法で行うものとする。ただし、遊離グリセロールを除外すること。（グリセロール消去酵素法） HDLコレステロールは、直接—酵素法で行うものとする。</p>

	LDLコレステロールは、酵素的測定法で行うものとする。
測定単位	①AST、ALT、 γ -GTの単位はU/lとする。 ②トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールの単位は、mg/dlとする。
その他	トリグリセライドの検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うものとし、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することとする。

血液生化学検査②（グリコヘモグロビン）

対象者	全職員
測定法	グリコヘモグロビン（HbA1c）は、酵素法で行うものとする。
測定単位	グリコヘモグロビン（HbA1c）単位は、%とする。

血液生化学検査③（尿酸、クレアチニン、推算糸球体濾過量）

対象者	B・C区分の職員
測定法	①尿酸については、ウリカーゼPOD法で行うものとする。 ②クレアチニンについては、酵素法で行うものとする。あわせて、eGFR（推算糸球体濾過量）を算出すること。
測定単位	尿酸、クレアチニン、eGFRともに単位は、mg/dlとする。

7 尿検査

対象者	全職員 ①新規採用職員及びA・B区分 糖、蛋白及び尿沈渣（尿沈渣は蛋白が+以上の者） ②C区分 糖、蛋白、潜血及び尿沈渣（尿沈渣は蛋白、潜血が+以上の者）
検査内容	糖、蛋白、潜血の定性検査及び尿沈渣を行うものとする。
採取検体	随時尿で行う。
検査法 及び測定方法	①尿糖定性検査は、試験紙法で行うものとする。（試験紙は1+で100mg/dlが測定可能なものを用いること） ②尿蛋白定性検査は、試験紙法で行い、陽性が出た場合には、スルホサリチ酸法を併用で行うものとする。（試験紙は1+で20mg/dlが測定可能なものを用いること） ③尿潜血検査は、試験紙法で行うものとする。 ④尿沈渣は一次検査の検体を使用して実施する。
その他	①判定は各試験紙所定の判定時間を守って行うこと。 ②採尿器は清浄なものを用いること。 ③標準比色表は正しい色調のものを用いること。 ④採尿の際は、最初の尿を捨てて中間尿を採取するよう受診者に指導すること。

8 心電図検査

対象者	①新規採用職員及びB・C区分の職員 ②A区分の職員で以下に該当する者 血圧測定において、1回目、2回目共に測定した血圧が収縮期 180 mmHg 以上又は、拡張期 110 mmHg 以上の場合、その他医師が必要と判断したとき。
検査機器	検査は、J I S（日本工業規格）に合格した心電計（最低限、3チャンネルと、3チャンネル+リズムの測定が行え、自動解析機能付きのものとする。）を用いて行うものとする。
検査方法	①検査は安静時12誘導法で行うものとする。 ②診断については、専門医が行うものとする。 ③検査の手技については、日本循環器病予防学会による「心電図検査の手技」に従い、記録が正確に行われるよう、及び、交流障害、筋電図の混入、導子・極板の接触不良、基線の動揺等が起こらぬようにすること。また、検者は、心電図検査に熟練した者とする。こと。 ④記録は、全ての誘導について、5秒以上行うものとする。ただし、期外収縮等、異常調律が認められる場合には、必要に応じて、該当する誘導について、1分間程度の記録の延長を行うものとする。 ⑤心電図記録台紙は、健診機関独自の様式を用いるものとする。ただし、氏名、検査年月日、受付番号が記載できる欄が設けてあるものであること。 ⑥所見は、日本語で表記すること。 ⑦E判定の判断については、別紙「横浜市健康診断心電図 緊急連絡所見表（令和6年度）」を考慮すること。
測定条件	交流障害の原因となるものは外させること。
その他	①待合スペースと検査スペースの間には衝立を設けるなどして、プライバシーの確保に留意すること。 ②2台のベッドを用いて検査を実施する場合には、両ベッド間に衝立を置くなどして、検査中の受診者が互いに見えないようにすること。

9 眼底検査

対象者	①C区分の職員 ②A・B区分の職員で以下に該当する者 血圧測定において、1回目、2回目共に測定した血圧が収縮期 180 mmHg 以上又は、拡張期 110 mmHg 以上の場合、その他医師が必要と判断したとき。
検査機器	無散瞳型眼底カメラを用いて行うものとする。（デジタル撮影可）
検査方法	①検査は、眼底カメラによる眼底写真撮影によるものとする。 ②眼底写真は、両眼を左右1枚ずつ撮影し、眼科医が読影すること。 ③所見は、網膜細動脈硬化の程度分類及び所見名（日本語）を表記すること。 （網膜細動脈硬化の程度分類） 高血圧性変化（Scheie 分類 0度～IV度）

	動脈硬化性変化（Scheie 分類 0度～Ⅳ度）
その他	撮影者は、一定の撮影手技を習得し、ばらつきの少ない安定した一定の技術水準にある者とする事。

10 便潜血反応検査

対象者	C区分の職員（希望者のみ）
検査機器	便潜血自動分析器を用いて行うものとする。
測定方法	免疫法2日法（ラテックス免疫比濁法）で行うものとする。
その他	①検体を1日分しか持参しなかった者については、1日分で測定を行うこと。 ②採便容器については、受託者が用意すること。 ③採便容器には、とり紙と説明書をつけること。

11 胃部エックス線検査

対象者	C区分の職員（希望者のみ）
撮影区分	間接撮影又はデジタル撮影とする。
フィルム番号	フィルム番号は、健診機関で指定する番号とする。
検査方法	①エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した一定基準以上のものとなるようにすること。 ②エックス線写真には、氏名、撮影月日、フィルム番号を入れるようにすること。 ③撮影枚数は、100 mm 8枚以上を標準とすること。 所見や問診等により必要があると認められる場合には、撮影枚数を増やすなどして正確な診断が行えるように配慮すること。
撮影条件	①二重造影法での撮影を基本とする。 ②バリウムの濃度は、200%前後を標準とする。 ③撮影方法及び撮影体位については、日本消化器がん検診学会の例に準拠すること。 受診者から求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン（洗濯済みの清潔なガウンでも可）を用意しておくこと。
読影方法	読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。
その他	①検査は診察後に行い、本人の体調を確認した後に実施すること。 ②レントゲン車において検査を実施する場合には、車外に誘導員を置くなどして、男女の入れ替え等におけるプライバシーの確保に留意し、検査を円滑に進行できるようにすること。 ③レントゲン車内に、バリウムの受け渡し等の補助スタッフを配置する場合は、女性とすること。

12 情報機器作業従事者健康診断に係る検査

対象者	情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおいて、情報機器作業の作業区分「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」に該当する者
検査機器	視機能検査は、スクリーンスコープを用いて行うものとする。
検査方法	①遠方視力は、左右片眼について、日常の状態で行うものとする。 ②近見視力は、左右片眼について、作業時の状態で行うものとする。

13 C型肝炎ウイルス検査

対象者	新規採用職員で希望する者
検査方法	①HCV抗体検査は、FEIA法またはCLEIA法で行うものとする。 ②①の検査の結果、疑陽性（測定値が100未満の中力価、低力価）の場合は、精密検査（HCV核酸増幅検査）をPCR法で行うものとする。

14 特殊健康診断

- (1) 電離放射線業務従事者健康診断
- (2) 有機溶剤業務従事者健康診断
- (3) 特定化学物質業務従事者健康診断
- (4) 石綿業務従事者健康診断
- (5) 高気圧業務従事者健康診断
- (6) じん肺業務従事者健康診断

上記の各健康診断については、受託者が通常実施している「検査方法」及び「管理（判定）区分」により行うものとする。

定期健康診断の内容（令和6年度版）

		一般定期健康診断		生活習慣病 総合検診	
		38歳以下 (25、30、35歳を 除く)	25 30 35 39 41 43 45 47 49 51 53 55 57 59歳 66歳以上	40 42 44 46 48 50 52 54 56 58 60 61 62 63 64 65歳	
令和6年9月1日現在の年齢					
健康診断受診区分		A	B	C	
一次検査	既往歴及び業務歴の調査	○	○	○	
	自覚各症状の有無	○	○	○	
	身長検査	○	○	○	
	体重検査	○	○	○	
	BMI	○	○	○	
	腹囲測定	○	○	○	
	視力検査	○	○	○	
	聴力検査	会話域	○	機器(オーディオ)で実施	
		機器(オーディオ)		○	○
	胸部エックス線検査(直接撮影)	○	○	○	
	血圧測定	○	○	○	
	尿検査	糖	○	○	○
		蛋白	○	○	○
		潜血			◎
	貧血・血液検査	血色素量	○	○	○
		赤血球数	○	○	○
		白血球数	◎	◎	◎
		ヘマトクリット値	◎	◎	◎
	肝機能検査	AST(GOT)	○	○	○
		ALT(GPT)	○	○	○
		γ-GT(γ-GTP)	○	○	○
	血中脂質検査	HDLコレステロール	○	○	○
		LDLコレステロール	○	○	○
トリグリセライド		○	○	○	
心電図検査(安静時)	二次	○	○		
腎機能検査(クレアチニン・eGFR)		◎	◎		
尿酸値測定		◎	◎		
糖代謝検査(HbA1c)	○	○	○		
眼底検査	□	□	◎		
胃部エックス線検査(間接撮影)			◎		
便潜血反応検査			◎		
二次検査	尿沈渣	□	□	□	
	心電図検査(安静時)	○	1	1	
	眼底検査	□	□	1	

凡例

- : 法定実施項目(二次検査は対象者のみ実施)
- 二次 : 法定項目であるが一次検査では実施せず、医師が必要と判断する者のみに二次検査で実施するもの
- ◎ : 法定外項目であるが医師の判断により一次検査で実施するもの
- : 法定外項目であるので一次検査では実施せず、医師が必要と判断する者のみに二次検査で実施するもの
- 塗りつぶし : 法定外項目であるため、項目として設定していないもの
- 二次検査欄中の「1」 : 一次検査で実施するもの
- 空欄 : 法定項目であるが医師の判断により実施を省略するもの

横浜市健康診断判定基準値表（令和6年度）

項目	判 定		A（異常なし）	B（要注意）	C（要受診）	D（要治療）		E（緊急連絡）	
						D-1	D-2		
BMI	B M I		18.5 ～ 24.9	25.0以上	—	—		—	
				18.4 ～ 15.0	14.9 ～ 14.0 または 体重35kg未満～ 30kg	—		13.9以下 または 体重30kg未満	
腹 囲	腹 囲	男	85cm未満	85cm以上	—	—		—	
		女	90cm未満	90cm以上					
血 圧	血 圧	MAX	129以下	130 ～ 139	140 ～ 159	160 ～ 179		180以上	
		MIN	84以下	85 ～ 89	90 ～ 99	100 ～ 109		110以上	
心電図	心 電 図		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は健診機関の医師の判断による						
脂 質	HDLコレステロール		40以上	39以下	—	—		—	
	LDLコレステロール		60 ～ 119	120 ～ 139	140 ～ 179	180以上		—	
	中性脂肪 (トリグリセライド)				59以下				
中 性 脂 肪 (トリグリセライド)		149以下	150 ～ 299	300 ～ 499	500～999	1000以上	—		
肝機能	AST（GOT）		30以下	31 ～ 35	36 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 299	300以上	
	ALT（GPT）		30以下	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 299	300以上	
	γ-GT（γ-GTP）		50以下	51 ～ 80	81 ～ 100	101 ～ 200	201 ～	—	
尿 酸	尿 酸		2.0 ～ 7.0	7.1 ～ 8.9 1.9以下	9.0以上	—		—	
血 液	血色素量	男	13.1 ～ 16.3	16.4 ～ 18.0	12.1 ～ 13.0	—	18.1～	—	
		女	12.1 ～ 14.5	14.6 ～ 16.0	11.1 ～ 12.0	10.1～12.0	7.1～10.0	7.0以下	
	赤血球数	男	400 ～ 539	540以上 399以下	—	—	—	—	
		女	360 ～ 489	490以上 359以下	—	—	—	—	
	白血球数		4,000 ～ 8,999	9,000 ～ 10,000 3,999 ～ 3,001	10,001 ～ 19,999 3,000 ～ 2,001	—		20,000以上 2,000以下	
	ヘマトクリット	男	38.0 ～ 49.9	50.0以上 37.9以下	—	—		—	
女		34.0 ～ 44.9	45.0以上 33.9以下	—	—		—		
腎機能	クレアチニン		1.00以下	1.01 ～ 1.09	1.10 ～ 1.29	1.30以上		—	
	eGFR		60以上	—	45.0 ～ 59.9	44.9以下		—	
	尿 蛋 白		陰 性	※ 陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する			—		—
	尿 潜 血		陰 性	※ 陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する			※ 2+以上		—
	尿 沈 渣		健診機関の医師の判断による						—
糖代謝	尿 糖		陰 性	※結果が陰性以外の場合は、血液検査の結果により判定する。				—	
	HbA1c（NGSP）		5.5以下	5.6 ～ 6.4	6.5 ～ 6.9	7.0 ～ 11.9		12.0以上	
便潜血	便 潜 血		陰 性	—	陽 性	—		—	
胸 部	胸 部 エ ッ ク ス 線		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は専門医の判断による						
胃 部	胃 部 エ ッ ク ス 線		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は専門医の判断による						
眼 底	眼 底 検 査		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は健診機関の医師の判断による						

※E判定において胃部エックス線については
本人に通知はするが、受診結果報告書は求めないこととする。

検査項目別判定方法

- 各検査項目の緊急連絡の判定は、「緊急連絡基準値表(令和6年度)」に基づき判定を付す。
※心電図については、「横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表(令和6年度)」参照
- 各検査項目の判定は、「横浜市健康診断判定基準値表(令和6年度)」(以下「基準値表」という。)に準じ、判定を付す。
- 検査項目が複数ある場合は、各々の判定結果のうち最も重いものを、当該検査項目の総合判定とする。
(参考)以下はいずれも総合判定「C」

例1)肝機能

検査項目	値	判定
AST	40	C
ALT	35	B
γ-GT	65	B

例2)脂質

検査項目	値	判定
HDL	42	A
LDL	110	A
TG	350	C

例3)血液 男性

検査項目	値	判定
血色素量	16.5	B
Ht	31.4	B
RBC	425	A
WBC	2,500	C

- 複数の検査を実施して総合的に判定を行う項目(例:肝機能)において、2項目以上(例:ALT、AST)数値が基準値と乖離した場合、個々の検査項目の欄に*をつけ表示する。
なお、健康診断項目詳細文言については、検査項目の総称(例:肝機能)で表示する。
- 複数の検査を実施して総合的に判定を行う項目において、高値、低値のいずれも有する場合、健康診断項目詳細文言は、「異常値」と表示する。
- 判定項目は、「BMI」「腹囲」「血圧」「心電図」「肝機能」「脂質」「血液」「糖代謝」「腎機能」「尿酸」「胸部」「胃部」「便潜血」「眼底」の14項目とする。
- 眼底所見判定については、「眼底」として判定を付す。
眼底検査結果(S, H)については、結果通知に記載(高血圧性の変化あり、動脈硬化性の変化あり)する。
循環器の判定は、基準値表に基づき、血圧および心電図の結果で判定する。
- eGFRの判定は、結果通知に数値を記載する。
なお、腎機能の判定は、基準値表に基づき、クレアチニン及びeGFRの数値で判定する。

個別結果通知文言リスト

個人結果通知書における「医師の診断等」の文言は次のとおりです(本人あて健康診断結果報告書のとおり)。

判定等		文言
A	すべての項目がA判定の場合	今回の検査結果では異常を認めませんでした。今後も健康的な生活習慣を心がけてください。
B	いずれかの項目にB判定がある場合	経過観察が必要な項目があります。 生活習慣(食事、運動、飲酒、喫煙など)を見直してください。 また、健康診断結果を持参の上、かかりつけ医がいる場合はご相談ください。
C	いずれかの項目にC判定がある場合	医療機関への受診が必要な項目があります。
D	いずれかの項目にD判定がある場合	以下の内容をご確認の上、受診してください。
E	いずれかの項目にE判定がある場合	治療中の方は、主治医にご相談ください。
喫煙していると回答した場合		健康の維持・増進のために禁煙しましょう。

緊急連絡基準値表（令和6年度）

検査項目	緊急連絡基準値（E判定）	緊急連絡の処理日数等
BMI	13.9以下 又は、 体重 30kg 未満	健診日から5営業日以内
血圧	収縮期 180mmHg 以上 又は、 拡張期 110mmHg 以上が 2回以上続くとき	即日 診察時に医師が受診勧奨 *緊急連絡票は全データがそろい次第持参（健診日から5営業日以内）
心電図検査	専門医の判断による 判断については、別紙 「横浜市健康診断心電図緊急 連絡所見表（令和6年度）」 を参照すること	健診日から5営業日以内 *心電図検査の写しを提供する
胸部エックス線検査	結核、がん、気胸の疑い、その他医師の判断による	健診日から5営業日以内 *スケッチ及びエックス線検査データの写しを提供する
糖代謝検査	HbA1c 12.0%以上	健診結果が出来次第 (健診日から5営業日以内)
AST	300 U/L 以上	
ALT	300 U/L 以上	
血色素量	(男) 7.0 g/dL 以下 (女) 6.0 g/dL 以下	
白血球数	2,000/ μ L 以下 又は、 20,000/ μ L 以上	
その他医師が必要と判断した場合		

※緊急連絡票は、個人情報保護のため封筒に入れて提出すること

横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表（令和6年度）

＜専門医による判定の際、緊急連絡の有無について考慮する所見＞

【高度の不整脈】

A：徐脈性不整脈

1 洞不全症候群で次の条件をみたすもの

- a) 高度な洞性徐脈（35以下）
- b) 最大R-R間隔が3秒を超える場合
- c) 頻脈発作を合併した場合
- d) 失神やめまいなどの症状を伴う場合

2 房室ブロックで次の条件をみたすもの

- a) 完全房室ブロック
- b) Mobitz II型2度房室ブロック
- c) Wenckebach型2度房室ブロックでも3秒以上の心停止を認める場合

B：頻脈性不整脈（上室性）

1 心房細動で次の条件をみたすもの

- a) WPW症候群に伴う心房細動
- b) 150以上の心拍のもの
- c) ジギタリス中毒を疑うもの（ST盆状低下、QT間隔短縮）
- d) 停止時に3秒以上の心停止を認めるもの

2 心房粗動

3 発作性上室性頻拍で次の条件をみたすもの

- a) 血圧が低下し、失神やめまいなどの症状がある場合
- b) 持続の長いもの
- c) 150以上の心拍数が特に多いもの
- d) 狭心症など器質的心疾患を合併している場合

C：頻脈性不整脈（心室性）

1 心室性期外収縮で次の条件をみたすもの

- a) 失神やめまいなどの症状を伴う場合
- b) 多発し、多源性であるもの
- c) 連発性の心室性期外収縮
- d) R on T型
- e) 運動により増悪するもの

2 非持続型心室頻拍

3 持続型心室性頻拍

4 心室細動・粗動

5 QT延長症候群

【虚血性所見】

- ・虚血性心疾患を疑う波形の場合、前回所見・心電図を確認し、変化があれば緊急連絡。
- ・初回検査の場合、問診票の既往歴を確認し、既往がなければ緊急連絡。

ST上昇、ST低下、deep Q、QSパターン

※ いずれの場合も、問診票の内容等を踏まえて専門医が判断すること

別表

成果品一覧表

1 雇入時健康診断

成果品	内 容	出力時期、部数	留意点
受診票	法定項目及び職員健康課指定の項目で作成し、各区局へ納品。	4月上旬 1人につき1部（A3）	
本人あて結果通知書及び健診結果の見方	健診結果、健診項目ごとの判定区分、健診結果の見方等が記載されているものを、親展にて各区局へ納品。	受診日の翌日から 12営業日以内 1人につき1部	
横浜市職員健康診断報告書	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているものを、職員健康課及び各区局へ納品。検査未実施の法定項目がある場合は「判定未」とし、「備考」に理由を記載すること（※別紙「記載内容に関する事柄」 雇入時・定期・特定業務健康診断用 参照）	受診日の翌日から 12営業日以内 1人につき1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康課分については、区局、日付別に分け、法定項目の総合判定がA及びBの対象者は担当保健師別（最大9名の予定）、C～Eの対象者（検査未実施の法定項目があるものを含む）は担当健康管理医別（最大5名の予定）に分けて納品。 ・有所見項目が法定外項目のみの場合は、担当保健師別とする。
緊急連絡票	検査項目判定が「E」に該当する項目を表示した報告書を職員毎に納品。	「緊急連絡基準値表」 のとおり	
健診結果電子データ	職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内※1	
月別健康診断実施数報告書	月ごとの実施者数を記載したものをデータ及び紙（A4サイズ）で納品すること。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内※1	
指示書	横浜市健康診断判定基準値表（令和6年度）に基づき、次の事項にいずれかに該当した場合、対象職員に対し「本人あて結果通知書」とあわせて、必要な	本人あて結果通知書 と同日に発行 1人につき1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・受診結果報告書には、氏名・性別・年齢・所属・職員番号、受診が必要な

	<p>様式を作成し、同封する。</p> <p><受診結果報告書></p> <p>ア BMI、血圧、心電図、肝機能、血液、糖代謝、胸部エックス線の判定が「E」</p> <p>イ 血圧、脂質、肝機能（D-2のみ）、血液（D-2のみ）、腎機能、糖代謝の判定が「D」</p> <p>ウ 心電図、胸部エックス線の判定が「C」</p>		<p>項目を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 胸部エックス線検査を理由とした場合は、所見とスケッチを記入する。 使用する様式の色は、桃色とする。
指示書発行リスト	<p>次の指示書を発行した対象者等のリストについて、法定項目及び職員健康課指定の項目をデータで作成し納品。</p> <p>①緊急連絡票</p> <p>②受診結果報告書</p> <p>③未受診者リスト</p> <p>④法定項目未受診者リスト</p>	健診実施月データについて、翌月12営業日以内※1	
職員健康診断個人票	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているものをデータで、職員健康課及び各区局へ納品。	職員健康課1部 所属 1部	

2 定期健康診断

成果品	内 容	出力時期、部数	留意点
定期健康診断対象者リスト	定期健康診断対象者について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成し、職員健康課へデータで提出。	6月下旬 職員健康課1部	・区局別、会場コード別 に出力
受診票	健診区分毎に、法定項目及び職員健康課指定の項目で作成し、各区局へ納品。	7月上旬 1人につき1部（A3）	・受診票とともに事業所ごとに「健康診断等、各種お知らせ」を必要枚数、同封すること
本人あて結果通知書及び健診結果の見方	健診結果（当該年度含め3年間表示）、健診項目ごとの判定区分、健診結果の見方等が記載されているものを、親展にて各区局へ納品。	受診日の翌日から12営業日以内 1人につき1部	
横浜市職員健康診断報告書	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの（当該年度含め5年間表示）を、職員健康課及び各区局へ納品。検査未実施の法定項目がある場合は「判定未」とし「備考」に理由を記載すること（※別紙「記載内容に関する事柄」 雇入時・定期・特	受診日の翌日から12営業日以内 1人につき1枚	・職員健康課分については、区局、日付別に分け、法定項目の総合判定がA及びBの対象者は担当保健師別（最大9名の

	定業務健康診断用 参照)		予定)、C～Eの対象者 (検査未実施の法定項目があるものを含む)は担当健康管理医別(最大5名の予定)に分けて納品。 ・有所見項目が法定外項目のみの場合は、担当保健師別とする。
横浜市職員健康診断報告書	再任用予定職員に関する本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているものを職員健康課へ納品	年2回(11月頃及び健診終了後) リスト送付後、14営業日以内 1人につき1枚	
緊急連絡票	検査項目判定が「E」に該当する項目を表示した報告書を職員毎に納品。	「緊急連絡基準値表」 のとおり	
健診結果電子データ	職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内 全員分は健診終了後12営業日以内	・一部対象者(事前に指示)は分けて納品。
月別健康診断実施数報告書	月ごとの実施者数を記載したものをデータ及び紙(A4サイズ)で納品すること。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内※1	
指示書	横浜市健康診断判定基準値表(令和6年度)に基づき、次の事項にいずれかに該当した場合、対象職員に対し「本人あて結果通知書」とあわせて、必要な様式を作成し、同封する。(一部特別職を除く) <受診結果報告書> ア BMI、血圧、心電図、肝機能、血液、糖代謝、胸部エックス線の判定が「E」 イ 血圧、脂質、肝機能(D-2のみ)、血液(D-2のみ)、腎機能、糖代謝の判定が「D」	本人あて結果通知書 と同日に発行 1人につき1枚	・受診結果報告書には、氏名・性別・年齢・所属・職員番号、受診が必要な項目を記入する。 ・胸部エックス線検査を理由とした場合は、所見とスケッチを記入する。 ・使用する様式の色は、は桃色とする。

	ウ 心電図、胸部エックス線の判定が「C」		
指示書発行リスト	次の指示書を発行した対象者等のリストについて、法定項目及び職員健康課指定の項目をデータで作成し納品。 ①緊急連絡票 ②受診結果報告書※ ③法定項目未受診者リスト	健診実施月データについて、翌月 12 営業日以内 全員分は健診終了後 12 営業日以内	・一部対象者（事前に指示）は分けて納品。 ※胃部エックス線、眼底検査の結果、Eに該当して受診勧奨書を発行した場合は、別リストとするかわかるようにフラグを付けること。
	④未受診者リスト	・ 9 月分健診終了後 12 営業日以内（9 月までの実績） ・ 10 月分健診終了後 12 営業日以内（10 月までの実績） ・ 全員分は健診終了後 12 営業日以内	・一部対象者（事前に指示）は分けて納品。
職員健康診断 個人票	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの（令和 2 年度～令和 6 年度分を表示）を、当該年度の所属名に反映したデータで、職員健康課及び各区局へ納品。	職員健康課 1 部 所属 各 1 部	・対象年度のデータは、委託者が貸与する。

3 特殊健康診断

- (1) 電離放射線業務従事者健康診断
- (2) 有機溶剤業務従事者健康診断
- (3) 特定化学物質業務従事者健康診断
- (4) 石綿業務従事者健康診断
- (5) 高気圧業務従事者健康診断
- (6) じん肺業務従事者健康診断

成果品	内 容	出力時期、部数	留意点
受診票	健診区分毎に、法定項目及び職員健康課指定の項目で作成し、各区局へ納品。	7 月上旬 1 月中旬 1 人につき 1 部	

本人あて結果通知書及び健診結果の見方	健診結果（当該健診及び過去2回分表示）、健診項目ごとの判定区分、健診結果の見方等が記載されているものを、親展にて各区局へ納品。	受診日の翌日から 12 営業日以内※ 1 1 人につき 1 部	
横浜市職員健康診断報告書	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの（当該健診及び過去2回分表示）を、職員健康課及び各区局へ納品。（※別紙「記載内容に関する事柄」 雇入時・定期・特定業務健康診断用 参照）	受診日の翌日から 12 営業日以内※ 1 1 人につき 1 枚	・職員健康課分については、区局、日付別に分け、法定項目の総合判定がA及びBの対象者は担当保健師別（最大9名の予定）、C～Eの対象者は担当健康管理医別（最大5名の予定）に分けて納品。 ・有所見項目が法定外項目のみの場合は、担当保健師別とする。
健診結果電子データ	職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。	健診実施月データについて、翌月 12 営業日以内※ 1 全員分は健診終了後 12 営業日以内	・判定は、受託者の「管理区分」に基づくものとする。
月別健康診断実施数報告書	月ごとの実施者数を記載したものをデータ及び紙（A4サイズ）で納品すること。	健診実施月データについて、翌月 12 営業日以内※ 1	
指示書発行リスト	次の対象者リストについて、法定項目及び職員健康課指定の項目をデータで作成し納品。 ①要精密検査（二次検査）者リスト ②未受診者リスト	1 回目：健診終了後 12 営業日以内 2 回目：3月末まで 全員分は健診終了後 12 営業日以内	
職員健康診断個人票	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの（当該年度含め過去2回分表示）をデータで、職員健康課及び各区局へ納品。	職員健康課 1 部 所属 各 1 部	・当該年度以外のデータは、委託者が貸与する。

4 特定業務従事者健康診断

成果品	内 容	出力時期、部数	留意点
受診票	法定項目及び職員健康課指定の項目で作成し、各区局へ納品。	7月上旬 1月中旬 1人につき1部	
尿糖陽性者リスト	尿糖陽性者リスト（既往歴、問診回答の情報を含む）を作成し、職員健康課へデータで提出。	受診日の翌日から4営業日以内	
本人あて結果通知書及び健診結果の見方	健診結果（当該健診及び過去2回分表示）、健診項目ごとの判定区分、健診結果の見方等が記載されているものを、親展にて各局へ納品。 なお、尿糖陽性者のうち、職員健康課が指定した対象者へ、二次検査の案内文（バーコード付）を出力し、同封	受診日の翌日から12営業日以内※1 1人につき1部	
横浜市職員健康診断報告書	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの（当該健診及び過去2回分表示）を、職員健康課及び各区局へ納品。（※別紙「記載内容に関する事柄」雇入時・定期・特定業務健康診断用 参照） なお、尿糖陽性者について、「横浜市職員定期健康診断尿検査精検者名簿」を職員健康課及び各区局へ納品。	受診日の翌日から12営業日以内※1 1人につき1枚	・職員健康課分については、区局、日付別に分け、法定項目の総合判定がA及びBの対象者は担当保健師別（最大9名の予定）、C～Eの対象者は担当健康管理医別（最大5名の予定）に分けて納品。 ・有所見項目が法定外項目のみの場合は、担当保健師別とする。
健診結果電子データ	職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内※1 全員分は健診終了後12営業日以内	
月別健康診断実施数報告書	月ごとの実施者数を記載したものをデータ及び紙（A4サイズ）で納品すること。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内※1	

指示書	横浜市健康診断判定基準値表(令和6年度)に基づき、次の事項にいずれかに該当した場合、対象職員に対し「本人あて結果通知書」とあわせて、必要な様式を作成し、同封する。 ＜受診結果報告書＞ ア「BMI」の判定がEの場合 イ「血圧」の判定がD若しくはEの場合 ウ「尿糖」2次検査(HbA1c)の判定がD、Eの場合 エ「尿蛋白」2次検査(尿沈渣)の判定がC若しくはDの場合	本人あて結果通知書 と同日に発行 1人につき1枚	・受診結果報告書には、氏名・性別・年齢・所属・職員番号、受診が必要な項目を記入する。 ・使用する様式の色は、桃色とする。 ※尿糖2次検査は、尿糖が+以上の者を実施 ※尿蛋白2次検査は、蛋白が+以上の者に一次検査の検体を使用して実施
指示書発行リスト	次の対象者リストについて、法定項目及び職員健康課指定の項目をデータで作成し納品。 ①要精密検査(二次検査)者リスト ②未受診者リスト	1回目：健診終了後 12営業日以内 2回目：3月末まで 全員分は健診終了後 12営業日以内	

5 情報機器作業従事者健康診断

成果品	内 容	出力時期、部数	留意点
受診票	法定項目及び職員健康課指定の項目で作成し、各区局へ納品。	1月中旬 1人につき1部	
本人あて結果通知書及び健診結果の見方	健診結果(当該健診及び過去2回分表示)、健診項目ごとの判定区分、健診結果の見方等が記載されているものを、親展にて各局へ納品。	受診日の翌日から 12営業日以内※1 1人につき1部	
横浜市職員健康診断報告書	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの(当該健診及び過去2回分表示)を、職員健康課及び各区局へ納品。(※別紙「記載内容に関する事柄」雇入時・定期・特定業務健康診断用 参照)	受診日の翌日から 12営業日以内※1 1人につき1枚	・職員健康課分については、区局、日付別に分け、法定項目の総合判定がA及びBの対象者は担当保健師別(最大9名の予定)、C～Eの対象者は担当健康管理医別(最大5名の予

			定)に分けて納品。 ・有所見項目が法定外項目のみの場合は、担当保健師別とする。
健診結果電子データ	職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。	健診実施月データについて、翌月 12 営業日以内※ 1 全員分は健診終了後 12 営業日以内	
月別健康診断実施数報告書	月ごとの実施者数を記載したものをデータ及び紙(A4サイズ)で納品すること。	健診実施月データについて、翌月 12 営業日以内※ 1	
職員健康診断個人票	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもの(当該年度含め過去 2 回分表示)をデータで、職員健康課及び各区局へ納品。	職員健康課 1 部 所属 1 部	・当該年度以外のデータは、委託者が貸与する。

6 C型肝炎ウイルス検査

成果品	内 容	出力時期、部数	留意点
受診票	職員健康課指定の項目で作成し、各区局へ納品。	4月上旬 1人につき1部(A3)	
本人あて結果通知書	健診結果を、小封筒に入れたうえ、雇入時健康診断の本人あて結果通知書に同封し、親展にて各局へ納品。	受診日の翌日から 12 営業日以内 1人につき1部	

※ 1 納期に関して：3月健診実施分は3月末までに納品すること

横浜市職員健康診断結果報告書（職員健康課 及び 所属 あて）「記載内容に関する事柄」

雇入時・定期・特定業務健康診断用

表示項目等は次のとおりです。

表示項目	職員健康課用	所属用
1 対象者情報 (1) 受診年月日（健診を受けた日） (2) 所属（所属コード、区局、課名）、カナ氏名、職員番号、年齢、性別 (3) 連絡先（本人記載の場合）	○	○
2 健診項目 健診区分ごとに定められた項目すべて表示 ※検査未実施の項目がある場合、「備考」欄に次の例の内容を理由として表記 例) ・妊娠の疑いあり、胸部未実施 ・他機関受診 ・血液量不足にて検査困難 (1) 検査結果（(2) から (4) 以外） 基準値を表示するとともに、過去5年間のデータを新しい順に表示 (2) 胸部X線検査 直接撮影、間接撮影の別 及び 所見について過去5年間のデータを表示 (3) 胃部X線 所見について過去5年間のデータを表示 (4) 心電図、眼底 所見について過去5年間のデータを表示	○	○
3 既往歴 問診票の回答結果をすべて表示 ※既往歴なしの場合は「なし」、未記入の場合は「無回答」と表示	○	○
4 生活習慣 問診票の生活習慣の中の3項目について表示 例) ○お酒 飲酒頻度：週1～2日のむ 飲酒量：1合未満 ○たばこ すう（1日10本以内）、禁煙したい：いいえ ○睡眠 平均睡眠時間：5～6時間未満 睡眠で十分に休養がとれる：いいえ	○	○
5 健康状態、自覚症状、こころの健康 問診票中の4項目について表示 例) ○健康状態 あまり良くない ○ストレスの状況 多少ある ○ストレス状況への対処方法 対処方法がある ○自覚症状 チェック項目について、すべて表示 目が見つかる、・・・	○	○
6 診察所見 医師の診察時の所見を表示 例) 異常なし	○	○
7 医師の指示等 検査項目の結果に応じた指示内容を表示	○	○
8 判定区分 検査項目ごとに判定結果について、「横浜市健康診断基準値表(令和6年度)」に基づき表示 ※胸部、胃部について判定を付加	○	○
9 文書指導 健康診断報告書とあわせて発行する文書を表記	○	○
10 健康管理医確認欄 健康管理医の就業に関する判定を記載する欄（別途指示）	○	

※上記以外の表示項目等については、横浜市と協議のうえ作成

別表

データ集計一覧表

本市で指定した対象者について、以下の集計を行い、データ及び紙（A4サイズ）で納品すること。

1 指示書

各種指示書の発行状況について、健診種別ごと（雇入・定期・後期・特殊）、区局別、年齢別、男女別、項目別に人数、比率を算出

2 労働基準監督機関提出用資料

集計項目については、横浜市と協議のうえ作成（出力時期 8月末、12月末及び3月末）

3 安全衛生推進協会提出資料

集計項目については、横浜市と協議のうえ作成

4 特別健康診断結果資料

集計項目については、横浜市と協議のうえ作成

5 職員の健康関連基礎データの集計

集計項目については、横浜市と協議のうえ作成

受診票配付時等の同封書類一覧表

1 受診票配付時の同封書類

書類名	対象者	枚数(目安)	備考
健康診断等、各種お知らせ	全職員	約28,830組	<ul style="list-style-type: none"> ・受診票とともに事業所ごとに必要枚数を送付する。 ・様式（データ）は職員健康課健康係で指定したものをを用いる。 ・用紙の大きさ及び枚数については、いずれかのおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1人分に対し、A4両面4枚 ② 1人分に対し、A3両面1枚及びA4両面2枚 ③ 1人分に対し、A3両面2枚 ・用紙は健診機関で用意すること。（色は横浜市と協議の上決定）

2 本人あて結果通知書送付時の同封書類

書類名	対象者	枚数(目安)	備考
受診結果報告書 (判定D、E)	<ul style="list-style-type: none"> ・BMI、血圧、心電図、肝機能、血液、糖代謝、胸部エックス線がEに該当する場合 ・血圧、脂質、肝機能(D-2のみ)、血液(D-2のみ)、腎機能、糖代謝がDに該当する場合 	約690枚	<ul style="list-style-type: none"> ・A4両面1枚 ・様式（データ）及び用紙（桃色）は職員健康課健康係で指示したものをを用いる。（用紙は健診機関で用意すること）
受診結果報告書 (判定C)	心電図、胸部エックス線がCに該当する場合	約3,350枚	
受診勸奨書 (判定E)	胃部エックス線の結果、Eに該当する場合	約15枚	<ul style="list-style-type: none"> ・A4片面1枚 ・様式（データ）及び用紙は職員健康課健康係で指示したものをを用いる。（用紙は健診機関で用意すること）

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人 (条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> I SMS <input type="checkbox"/> その他の資格 () <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程 () <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他 ()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

<p>(1) 作業施設の入退室管理</p>	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業員以外への入室可 (<input type="checkbox"/>上記外___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(2) 個人情報の保管場所</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 678 824"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="678 728 1444 824"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 824 678 920"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="678 824 1444 920"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(3) 作業施設の防災体制</p>	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(4) 個人情報の運搬方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1010 678 1220"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="678 1010 1444 1220"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1220 678 1429"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="678 1220 1444 1429"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(5) 個人情報の廃棄方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1429 678 1628"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="678 1429 1444 1628"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1628 678 1834"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="678 1628 1444 1834"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)</p>					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)